

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人逗子市社会福祉協議会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年3月1日～平成31年2月28日までの2年間

2. 内容

目標1：女性も男性も出産時及び育児に安心しながら勤務できるよう、産前産後休業や育児休業、スライド勤務、短時間勤務制度、所定外労働の免除、子の看護休暇などを規程するとともに、情報提供として、前述の規程内容とともに、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成29年3月～ それぞれの制度・規程に関する情報を集約した「社協職員ハンドブック」を職員に周知。  
部内会議で、労働環境の整備、職員の周知度の調査、情報提供の強化を検討、実施。

目標2：地域の子育て支援に貢献し、地域社会全体に次世代育成支援の機運が高まるよう貢献する。

<対策>

以下の事業を多角的に進め、地域の子育て支援に貢献する  
(平成29年3月～平成31年3月)

●子育て支援事業の実施

「体験学習施設スマイル」で実施している「子育て支援事業」を中心とし、以下の事業を実施する。

- ・子育てサロンの実施：乳幼児と保護者の子育てサロン
- ・子育て応援紙陽だまりの発行：ママさん編集委員による子育て応援紙の発行
- ・お母さんのためのリフレッシュ講座の実施：母親のリフレッシュと友人作りを目的にしたリフレッシュ講座を完全一時保育にて実施

- ・イベント保育サポーター事業の実施：育児中でも講座やイベント等に参加しやすいよう、イベント保育サポーターの派遣による一時保育を実施。

#### ●福祉教育の取り組み

市民参加のもと、福祉教育の一環として「子育て」に関する福祉教育プログラムを研究実践する。

- ・福祉教育セミナーの開催：参加者にて「子育て」について啓発を考える場を設ける
- ・市内小・中学校での福祉の授業コーディネート：市内小・中学校からの依頼に基づき、障がい・高齢・地域・子育てなどの授業をコーディネートする。
- ・学生対象ボランティアスクール「サマースクール」の開催：小・中・高校生が参加可能なボランティア体験として夏休み期間に実施。福祉施設や特に保育園での施設体験を通して、次世代の担い手育成に努める。

#### ●フレンドリーヘルパー乳幼児世帯支援

逗子市社会福祉協議会の会員同士の互助ヘルパー制度「フレンドリーヘルパー制度」において、子育て中の世帯ニーズを以下の点で援助する。

- ・家事等の援助
- ・幼稚園・保育園等の子どもの送り迎え
- ・子どもの一時預かり
- ・その他の必要と判断したニーズ

#### ●逗子市における検討に協力

逗子市において設置されている次世代育成に関する検討の場に職員が委員となり協力する。

- ・逗子市次世代育成支援行動計画策定委員会
- ・逗子市男女共同参画プラン推進協議会 など

#### ●逗子子ども0円食堂の活動支援

逗子市においてボランティア団体により運営されている、逗子子ども0円食堂について、運営支援を行う。